

地域包括支援センターに係る圏域人口の減少地域に対する人員配置の取扱いについて

《経過》

○地域包括支援センターにおける人員配置（専門職）については、毎年9月末現在の圏域内の第1被保険者数をもとに配置を行っている。

圏域内 第1号被保険者	3,000～5,999人	6,000～7,999人	8,000～9,999人	10,000～11,999人	12,000～13,999人
職員配数	3人※1	4人※2	5人	6人	7人

※1 保健師1、社福祉1、主任介護支援1の人数（国指針）

※2 6,000人以上の場合は第1号被保険者数がおおむね2,000人まで増加するごとに当該年度において1人を追加配置（市実施要綱にて規定）

○「中部南包括」において、R7年3月時点の圏域内の第1号被保険者数が8,000人を下回ったところであり、圏域内の被保険者数の減少に伴い、人員配置の減員が必要となる事例が新たに発生。

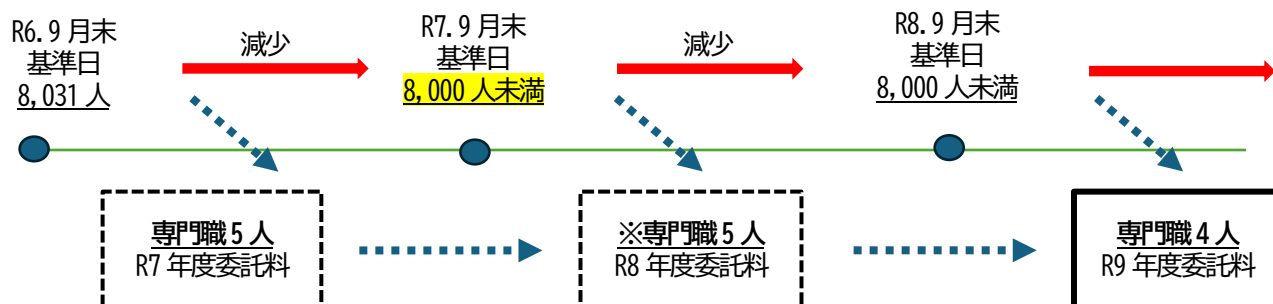
《圏域内の第1号被保険者数が基準を下回った場合の対応（案）》

○高齢者が抱える課題は複雑化・多様化しており、第1号被保険者数の減少に伴い配置職員を減員する際にはセンター業務に支障が生じないよう配慮が必要。

【中部南包括のパターン】

対応（案）ポイント

毎年9月末を基準日として、圏域内の第1号被保険者数が基準を下回った場合、翌年度より直ぐに減員をせず、翌々年度より減員することとする。※必要に応じて包括と協議



※8,000人を下回ったとしても、直ぐには減員しない⇒包括支援センターの運営体制を維持するため